

誓約書（全日遊連組合員法人用）改訂 新旧対照表

※他、3種（全日遊連組合員個人用・非組合員法人用・非組合員個人用）も同様の変更となる。

旧	新	備考欄
1. 当社は、当社の店舗内における遊技機及び周辺機器（以下「遊技機等」という。）について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等（以下「関係法令」という。）の法令違反の有無を調査する機構の職員による立入、若しくは機構の協力要請を受けた団体の検査員等が行う立入、又は所属する都道府県組合若しくは全日遊連が実施する立入に関し、営業時間の内外を問わず、随時、無通知、かつ撮影機器及び検査機器等を使用した検査を含めた必要な方法等により、当社の店舗が検査を受けることを承諾します。	1. 当社は、当社の店舗内における遊技機及び周辺機器（以下「遊技機等」という。）について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等（以下「関係法令」という。）の法令違反の有無 <u>及び9項の遵守状況</u> を調査する機構の職員による立入、若しくは機構の協力要請を受けた団体の検査員等が行う立入、又は所属する都道府県組合若しくは全日遊連が実施する立入に関し、営業時間の内外を問わず、随時、無通知、かつ撮影機器及び検査機器等を使用した検査を含めた必要な方法等により、当社の店舗が検査を受けることを承諾します。	（追加）
3. 当社は、当社の店舗が関係法令に違反したことを認知した場合、機構の定款及び規程並びに不正防止対策推進要綱の規程に従うことを承諾します。	3. 当社は、当社の店舗が関係法令 <u>等</u> に違反したことを認知した場合、機構の定款及び規程並びに不正防止対策推進要綱の規程に従うことを承諾します。	（追加）
9. 当社は、関係法令遵守を謳ったポスター等の店舗への掲示を含め、関係法令に違反する行為の排除、関係法令に違反する遊技機等の排除の決意を告知し、取組みの徹底を図ります。あわせて <u>機構を構成する社員団体が制定した広告宣伝</u> ガイドライン（ <u>以後の改正を含む。</u> ）に賛同し、これを遵守します。	9. 当社は、関係法令遵守を謳ったポスター等の店舗への掲示を含め、関係法令に違反する行為の排除、関係法令に違反する遊技機等の排除の決意を告知し、取組みの徹底を図ります。あわせて <u>パチンコ・パチスロ産業21世紀会による遊技産業健全化のため</u> <u>の</u> ガイドラインに賛同し、これを遵守します。	（変更及び削除）